

2022年度障害福祉サービス事業者等指導監査報告書

1 町田市の指導監査について

(1) 指導及び監査の目的

町田市（以下「市」という。）では2017年度から、市内の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して、指導及び監査（以下「指導監査」という。）を実施しています。

指導監査は、障害福祉サービス事業者等が法令等で定める最低基準及び指定基準等を遵守しているか等を個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導または是正の措置をすることにより、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、市における障がい者（児）福祉の増進に寄与することを目的としています。

(2) 指導について

指導の類型には、実地指導と集団指導があります。

ア 実地指導

実地指導は、指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所へ赴き、関係書類を閲覧し、関係者からの面談等で現状を確認します。特に改善を要すると認められた事項が生じた場合は、後日、実地指導を行った障害福祉サービス事業者等に通知し、原則として実地指導日から60日以内に改善報告書の提出を求めます。

指導根拠は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「支援法」という。）第10条第1項及び児童福祉法第57条の3の2第1項にある、自立支援給付（障害児通所給付費）の支給に関して必要があると認めるときの規定に基づいて、実地指導を実施しています。

実地指導の権限は、東京都と区市町村にあります。市での指導対象は、市内全ての障害福祉サービス事業者等を対象としますが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、市が所管する社会福祉法人が運営する障害福祉サービス事業者等、市が指定の権限を持つ指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者については原則として3年に1回、その他の障害福祉サービス事業者等については必要に応じて実地指導を実施することとしています。

イ 集団指導

指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集め、講習等の方式により行います。

ただし、新型コロナウイルス感染拡大等への配慮から、2021年度よりオンラインを活用した動画配信の方式での集団指導を実施しています。

(3) 監査について

自立支援給付に係る費用等の不正請求、著しく不当なサービスの提供が明らかな場合等には、監査を実施します。監査の結果、不正等が判明した障害福祉サービス事業者等に対しては、支援法第49条、第50条等に基づき、都知事が勧告、命令、指定の取消等の処分を行います。

なお、2022年度に監査の対象となった市内の障害福祉サービス事業者等は、ありません

(4) 新型コロナウイルス感染拡大への配慮

2022年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の懸念はありましたが、事業所自体は開所しており、利用者もサービスの提供を受けている以上、サービスの質の確保を図るため、通常どおり実地指導を行いました。

ただし、マスクの常時着用、手指のアルコール消毒等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を行い、検査員数の精査や事業所の滞在時間を可能な限り短縮する等の措置を講じました。

(5) 身体拘束等の適正化を図るための措置に関する確認調査の実施

身体拘束等の適正化を図るための措置（定期的な委員会の開催、指針の整備、従業者に対する研修実施）は、対象事業サービスにおいては、令和4年度より義務付けられ、令和5年度より措置がなされていない場合、運営基準減算が適用されます。

そのため、対象事業所に対して、措置状況を確認するため、書面での確認調査を行い、措置に関する必要性の周知を図りました。

2 2022年度指導監査実施状況

(1) 実地指導の実施状況

2022年度の町田市の障害福祉サービス事業者に対する実地指導の実施状況は、下表のとおりです。

なお、文書指摘とは、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反するもの（軽微な違反や改善中のもの、特別な事情により改善が遅延しているものを除く）、口頭指摘とは、福祉関連法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反するもの（管理運営上支障が大きいと認められるものまたは正当な理由なく改善を怠っているものを除く）をいいます。

2022年度・実地指導の実施状況

※は2022年4月1日現在の数値

| 対象事業数① ※ | 実地指導を行なった事業数② | ②のうち 文書指摘を行なった事業数③ | ②のうち 口頭指摘を行なった事業数 | 文書・口頭 指摘事項数 | 実地指導の 実施率 (2/①) | 文書指摘率 (③/②) |
|---|---------------|-----------------------|----------------------|----------------|-----------------------|----------------|
| (1) 市が所管する社会福祉法人が運営する障害福祉サービス（(2)を除く） | | | | | | |
| 77 | 15 | 14 | 15 | 176 | 19.5% | 93.3% |
| (2) 市が指定権限を持つ指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者によるサービス | | | | | | |
| 40 | 3 | 3 | 3 | 25 | 7.5% | 100.0% |
| (3) その他の障害福祉サービス | | | | | | |
| 296 | 36 | 34 | 36 | 506 | 12.2% | 94.4% |
| (4) 合計 | | | | | | |
| 413 | 54 | 51 | 54 | 707 | 13.1% | 94.4% |

(2) 実地指導における文書指摘事例

| 【サービス種別の分類】 居宅系＝居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 居宅系＝共同生活援助、短期入所 施設系＝生活介護、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援B型、就労定着支援 相談系＝計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援 児童系＝児童発達支援、放課後等デイサービス | 2022年度 指摘件数 全件数に占める パーセンテージ (件数の内訳) | 合計 |
|---|---|--------|
| 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備等の措置を講じていない又は講じているが不十分。 | 41件 | 178件 |
| 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修の実施その他の障害者虐待の防止等のための必要な措置を講じること。 | 23.0% | 居宅系 40 |
| <2022年度の主な指摘事例> ・虐待防止委員会を年1回以上開催していない ・虐待防止責任者を設置していない ・虐待通報先の掲示がない又は不十分 ・虐待防止研修を全従業員が年1回以上受講していることが確認できない | 居宅系 14 | 居宅系 56 |
| <主な根拠法令> ・虐待防止法第15条 ・都条例第155号第3条第3項 ・都条例第139号第3条第4項 | 居住系 10 | 施設系 58 |
| <改善の際の注意点> ・虐待防止委員会は、定期的に年1回以上開催してください。 ・虐待防止責任者は設置のうえ、重要事項説明書に記載する等により明示してください。 ・障害者虐待の相談、通報、届出先を記載した文書を掲示してください。 ・虐待防止研修は、職種等を問わず、全従業員が年1回以上の受講が必要です。 | 施設系 11 | 相談系 5 |
| 身体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じていない。 | 35件 | 児童系 19 |
| 事業者は、身体拘束の適正化を図るための必要な措置として、身体拘束適正化検討委員会の定期的開催、身体拘束等の適正化のための指針整備、従業員に対して身体拘束等の適正化のための研修の定期的実施を行わねばならない。 | 19.7% | 相談系 0 |
| <2022年度の指摘事例> ・委員会を年1回以上開催していない ・指針が未整備 ・研修を年1回以上開催していない | 居宅系 11 | 児童系 6 |
| <主な根拠法令> ・都条例第155号第35条の2第3項 ・都規則第175号第4条の3 ・都条例第139号第42条第3項 ・都規則第167号第8条の3 | 居住系 9 | 施設系 58 |
| <改善の際の注意点> 身体拘束の適正化を図るための必要な措置は、年1回以上の委員会開催、指針整備、年1回以上の従業員への研修の3点全てを実施してください。 | 施設系 10 | 相談系 5 |
| 加算又は減算事項があるものに対して、適正に算定していない。 | 21件 | 児童系 5 |
| 指定居宅介護事業者等は、加算又は減算についてはその要件に基づいて適切に算定しなければならない。 | 11.8% | 相談系 0 |
| <2022年度の主な指摘事例> 下記の根拠法令欄を参照 | 居宅系 1 | 児童系 3 |
| <主な根拠法令> ・居宅介護（初回加算）／平18厚労告523別表第1の2の注 ・共同生活援助（重度障害者支援加算（Ⅰ）／（Ⅱ））／平18厚労告523別表第15の1の6 ・共同生活援助（入院時支援特別加算）／平18厚労告523別表第15の3の注 ・共同生活援助（帰宅時支援加算）／平18厚労告523別表第15の4の注 ・共同生活援助（長期帰宅時支援加算）／平18厚労告523別表第15の5の注 ・就労継続支援B型（訪問支援特別加算）／平18厚労告523別表第14の5の注 ・就労継続支援B型（食事提供体制加算）／平18厚労告523別表第14の7の注 ・放課後等デイサービス（家庭連携加算）／平24厚労告122別表第3の2の注 | 居住系 12 | 施設系 5 |
| <改善の際の注意点> 加算又は減算対象となる介護給付費について、町田市障がい福祉課と協議し、適切に処理してください。 | 施設系 5 | 相談系 0 |
| 事業所内の閲覧しやすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。 | 11件 | 児童系 3 |
| 事業者は、当該事業所内の閲覧しやすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等しなければならない。 | 6.2% | 居宅系 5 |
| <2022年度の主な指摘事例> 以下の重要事項の掲示が無かった。 ・運営規程の概要 ・基本相談支援及び計画相談支援（障害児相談支援）の実施状況 ・従業員の有する資格、経験年数及び勤務の体制 ・各加算の算定要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置していることが分かるもの | 居宅系 5 | 居住系 2 |
| <主な根拠法令> ・都条例第155号第35条 ・都条例第155号第92条 ・障害第1206001号第3の3(25) ・厚労省令第28号第23条 ・障発0330第22号第二の2(20) ・厚労省令第27号第31条 ・障発0330第21号第二の2(26) ・都条例第139号第41条 など | 施設系 0 | 相談系 3 |
| <改善の際の注意点> 事業所内の閲覧しやすい場所に、必要な重要事項を掲示もしくは備え置きしてください。 | 相談系 3 | 児童系 1 |

| | |
|---|---|
| <p>【サービス種別の分類】 居宅系＝居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 居住系＝共同生活援助、短期入所 施設系＝生活介護、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援B型、就労定着支援 相談系＝計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援 児童系＝児童発達支援、放課後等デイサービス</p> | <p>2022年度 指摘件数 全件数に占める パーセンテージ (件数の内訳)</p> |
| <p>事業者名、サービス利用開始年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を利用者の受給者証に記載していない。</p> | <p>11件</p> |
| <p>事業者は、利用者のサービス利用に際し、事業者名、サービス利用開始年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を利用者の受給者証に記載しなければならない。</p> | <p>6.2%</p> |
| <p><2022年度の指摘事例> ・町田市発行の受給者証の場合は記載欄は受給者証別紙にあるが、そこに記載していなかった。</p> | <p>居宅系 4</p> |
| <p><主な根拠法令> ・都条例第155号第14条第1項 ・都条例第155号第43条第2項（第14条第1項準用） ・都条例第155号第103条第1項 ・障害第1206001号第6の4(2)① ・都条例第155号第157条（第14条第1項準用） ・都条例第155号第197条の4第1項 ・障害第1206001号第15の3(2) ・都条例第139号第76条（第17条第1項準用） ・障害0330第12号第5の3(3)（第3の3(7)準用）</p> | <p>居住系 5</p> |
| <p><改善の際の注意点> 必要事項を利用者の受給者証(町田市の場合は別紙)に記載してください。</p> | <p>施設系 1</p> |
| <p>業務管理体制の整備に関する事項を届け出していない。</p> | <p>8件</p> |
| <p>事業者は、業務管理体制を整備しなければならない。指定を受けている事業所及び施設の数が1以上20未満の当該事業者は、法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しなければならない。また、都知事に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項及びその変更を届け出なくてはならない。</p> | <p>4.5%</p> |
| <p><2022年度の主な指摘事例> ・届出をしていない。 ・届出状況が確認できない。 ・法令順守責任者が未選任 ・変更の届出をしていない(指定事業者等の名称、主たる事務所の所在地及びにその代表者の氏名、法令遵守責任者の氏名等)</p> | <p>居宅系 2</p> |
| <p><主な根拠法令> ・支援法第51条の2 ・支援法施行規則第34条27及び第34条の28</p> | <p>居住系 3</p> |
| <p><改善の際の注意点> 法令遵守責任者を選任し、業務管理体制の整備に関する事項及びその変更について、東京都へ届出してください。</p> | <p>施設系 3</p> |
| <p>月ごとに勤務表を作成していない。</p> | <p>8件</p> |
| <p>事業者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めておかなければならない。原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にする必要がある。</p> | <p>4.5%</p> |
| <p><2022年度の主な指摘事例> ・勤務表が未作成 ・勤務表に一部従業者の記載がない ・管理者の勤務状況の記載がない ・勤務時間の記載がない ・常勤・非常勤の別の記載がない ・兼務関係の記載がない</p> | <p>居宅系 0</p> |
| <p><主な根拠法令> ・都条例第155号第56条 ・障害第1206001号第4の3(17)① ・都条例第155号第51条 ・障害第1206001号第4の1(7)① ・都条例第155号第12条第1項 ・障害第1206001号第3の3(22)① ・都条例第155号第195条 など</p> | <p>居住系 3</p> |
| <p><改善の際の注意点> 月ごとに勤務表を作成し、対象者と必要事項を全て記載してください。</p> | <p>施設系 5</p> |
| <p>サービスの提供の記録について、必要事項を記載のうえ、利用者から確認をうけていない。</p> | <p>8件</p> |
| <p>事業者は、サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。また、事業者は、記録に際し、利用者から、サービスの提供を受けたことについて確認を受けなければならない。</p> | <p>4.5%</p> |
| <p><2022年度の主な指摘事例> ・必要事項の記録が不十分 ・サービス提供記録について利用者から確認を受けていない</p> | <p>居宅系 0</p> |
| <p><主な根拠法令> ・都条例第155号第23条 ・都条例第155号第154条 ・障害第1206001号第3の3(9) ・障害第1206001号第4の3(2) ・都条例第139号第25条 ・障害0330第12号第3の3(10) など</p> | <p>居住系 5</p> |
| <p><改善の際の注意点> サービスの提供日ごとに支援内容やその他必要な事項を記録し、利用者からサイン等により確認を受けてください。</p> | <p>施設系 2</p> |
| <p></p> | <p>相談系 0</p> |
| <p></p> | <p>児童系 1</p> |

| 【サービス種別の分類】 居宅系＝居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 居住系＝共同生活援助、短期入所 施設系＝生活介護、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援B型、就労定着支援 相談系＝計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援 児童系＝児童発達支援、放課後等デイサービス | 2022年度 指摘件数 全件数に占める パーセンテージ （件数の内訳） |
|--|---|
| 区市町村から、法定代理受領により各種給付費の支給を受けた場合に、利用者に対し、当該利用者等に係る給付費の額を通知していない。 | 6件 |
| 事業者は、法定代理受領により各種給付費の支給を受けた場合は、当該給付費の対象障害者等（利用者）に対し、当該給付費の金額を通知しなければならない。 | 3.4% |
| <2022年度の主な指摘事例> ・法定代理受領通知を利用者に発行していなかった。 ・法定代理受領通知は発行していたが、発行日付が不適切だった。（給付費の受領前の日付で発行していた） | 居宅系 0 |
| <主な根拠法令> ・都条例第155号第157条（第27条第1項準用） ・都条例第155号第170条（第27条第1項準用） ・都条例第155号第188条（第27条第1項準用） ・都条例第155号第192条の12（第27条第1項準用） ・都条例第155号第199条（第27条第1項準用） | 居住系 1 |
| <改善の際の注意点> 給付費を受領後、利用者に給付費の金額を通知してください。 | 施設系 5 |
| 事故が発生した場合は、都道府県、区市町村、当該障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないが、連絡と措置が行われていない。 | 5件 |
| 事業者は、法令で定められた事故が発生した場合は、速やかに東京都及び町田市等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他の必要な措置を講じなければならない。 | 2.8% |
| <2022年度の主な指摘事例> ・薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、誤与薬が発生した時点で要報告） ・利用者が医療機関の受診を要した事故 ・施設運営上の事故（個人情報流出） | 居宅系 0 |
| <主な根拠法令> ・都条例第155号第93条（第40条第1項準用） ・都条例第155号第199条（第40条第1項準用） ・都条例第139号第76条（第50条第1項準用） ・厚労省令第28号第28条第1項 ・障発0330第22号第二の2(24) | 居住系 1 |
| <改善の際の注意点> 法令で定められた事故について、東京都及び町田市障がい福祉課等に報告を行ってください | 施設系 2 |
| 当該年度の目標工賃と前年度の工賃実績を利用者に通知していない。 | 4件 |
| 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに工賃水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者支払われた工賃の平均額を利用者に通知しなければならない。 | 2.2% |
| <主な根拠法令> ・都条例第155号第187条第4項 | 居宅系 0 |
| <改善の際の注意点> 必ず利用者に通知してください。 | 居住系 0 |
| <改善の際の注意点> 必ず利用者に通知してください。 | 施設系 4 |
| 利用者に対して領収証を交付していない。 | 4件 |
| 事業者は、支給決定障害者等（利用者）から、障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用の額に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。 | 2.2% |
| <主な根拠法令> ・都条例第155号第170条（第144条第3項及び第4項準用） ・都条例第155号第188条（第144条第3項及び第4項準用） ・都条例第155号第197条の5第4項 ・都規則第175号第26条 | 居宅系 0 |
| <改善の際の注意点> 領収証を利用者に交付してください。 | 居住系 1 |
| <改善の際の注意点> 領収証を利用者に交付してください。 | 施設系 3 |
| <改善の際の注意点> 領収証を利用者に交付してください。 | 相談系 0 |
| <改善の際の注意点> 領収証を利用者に交付してください。 | 児童系 0 |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|---|
| <p>【サービス種別の分類】 居宅系＝居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 居住系＝共同生活援助、短期入所 施設系＝生活介護、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援B型、就労定着支援 相談系＝計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援 児童系＝児童発達支援、放課後等デイサービス</p> | <p>2022年度 指摘件数 全件数に占める パーセンテージ (件数の内訳)</p> | | | | | | | | | | |
| <p>従業者の員数は常勤換算方法で最小限である2.5以上となっていない。</p> | <p>3件</p> | | | | | | | | | | |
| <p>指定居宅介護事業者は、当該事業を行う事業所ごとに、事業の提供に当たる者として厚生労働省が定める従業者の員数を、常勤換算方法で2.5以上としなければならない。</p> <hr/> <p><主な根拠法令> ・都条例第155号第5条 ・都条例第155号第7条（第5条準用） ・都規則第175号第3条第1項</p> <hr/> <p><改善の際の注意点> サービスの提供に当たる者として厚生労働省が定める従業者の員数を、常勤換算方法で2.5以上としてください。</p> | <p>1.7%</p> <table border="1" data-bbox="1121 465 1273 745"> <tr><td>居宅系</td><td>3</td></tr> <tr><td>居住系</td><td>0</td></tr> <tr><td>施設系</td><td>0</td></tr> <tr><td>相談系</td><td>0</td></tr> <tr><td>児童系</td><td>0</td></tr> </table> | 居宅系 | 3 | 居住系 | 0 | 施設系 | 0 | 相談系 | 0 | 児童系 | 0 |
| 居宅系 | 3 | | | | | | | | | | |
| 居住系 | 0 | | | | | | | | | | |
| 施設系 | 0 | | | | | | | | | | |
| 相談系 | 0 | | | | | | | | | | |
| 児童系 | 0 | | | | | | | | | | |
| <p>重要事項説明書に記すべきサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載していない。</p> | <p>3件</p> | | | | | | | | | | |
| <p>事業者は、支給決定障害者等が利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（以下、重要事項説明書という。）を交付して説明を行わなければならない。</p> <hr/> <p><2022年度の指摘事例> ・前回の実地指導時にも口頭指導したにもかかわらず、第三者評価の実施状況の記載がなかった。</p> <hr/> <p><主な根拠法令> ・都条例第155号第170条（第13条第1項準用） ・都条例第155号第188条（第13条第1項準用） ・都条例第155号第192条の12（第13条第1項準用）</p> <hr/> <p><改善の際の注意点> 重要事項説明書には、必要事項を全て記載してください。</p> | <p>1.7%</p> <table border="1" data-bbox="1121 891 1273 1171"> <tr><td>居宅系</td><td>0</td></tr> <tr><td>居住系</td><td>0</td></tr> <tr><td>施設系</td><td>3</td></tr> <tr><td>相談系</td><td>0</td></tr> <tr><td>児童系</td><td>0</td></tr> </table> | 居宅系 | 0 | 居住系 | 0 | 施設系 | 3 | 相談系 | 0 | 児童系 | 0 |
| 居宅系 | 0 | | | | | | | | | | |
| 居住系 | 0 | | | | | | | | | | |
| 施設系 | 3 | | | | | | | | | | |
| 相談系 | 0 | | | | | | | | | | |
| 児童系 | 0 | | | | | | | | | | |
| <p>当該年度の目標工賃と前年度の工賃実績を東京都へ報告していない。</p> | <p>2件</p> | | | | | | | | | | |
| <p>指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに工賃水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に支払われた工賃の平均額を東京都に報告しなければならない。</p> <hr/> <p><主な根拠法令> ・都条例第155号第187条第4項</p> <hr/> <p><改善の際の注意点> 必ず東京都に報告してください。</p> | <p>1.1%</p> <table border="1" data-bbox="1121 1317 1273 1597"> <tr><td>居宅系</td><td>0</td></tr> <tr><td>居住系</td><td>0</td></tr> <tr><td>施設系</td><td>2</td></tr> <tr><td>相談系</td><td>0</td></tr> <tr><td>児童系</td><td>0</td></tr> </table> | 居宅系 | 0 | 居住系 | 0 | 施設系 | 2 | 相談系 | 0 | 児童系 | 0 |
| 居宅系 | 0 | | | | | | | | | | |
| 居住系 | 0 | | | | | | | | | | |
| 施設系 | 2 | | | | | | | | | | |
| 相談系 | 0 | | | | | | | | | | |
| 児童系 | 0 | | | | | | | | | | |
| <p>就労支援事業に係る3種類の計算書（就労支援事業別事業活動明細書、就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書）を作成していない。</p> | <p>2件</p> | | | | | | | | | | |
| <p>指定就労継続支援B型事業者は、実施する就労支援事業の損益状況を把握するため、就労支援事業別事業活動明細書、就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書を作成しなければならない。</p> <hr/> <p><2022年度の主な指摘事例> ・3種類の明細書のうち、いずれか又は全てが未作成だった。</p> <hr/> <p><主な根拠法令> ・社援発第0115第1号別紙第二-2</p> <hr/> <p><改善の際の注意点> 明細書は、3種類とも全て作成するのが原則です。</p> | <p>1.1%</p> <table border="1" data-bbox="1121 1742 1273 2022"> <tr><td>居宅系</td><td>0</td></tr> <tr><td>居住系</td><td>0</td></tr> <tr><td>施設系</td><td>2</td></tr> <tr><td>相談系</td><td>0</td></tr> <tr><td>児童系</td><td>0</td></tr> </table> | 居宅系 | 0 | 居住系 | 0 | 施設系 | 2 | 相談系 | 0 | 児童系 | 0 |
| 居宅系 | 0 | | | | | | | | | | |
| 居住系 | 0 | | | | | | | | | | |
| 施設系 | 2 | | | | | | | | | | |
| 相談系 | 0 | | | | | | | | | | |
| 児童系 | 0 | | | | | | | | | | |

| 【サービス種別の分類】 居宅系＝居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 居住系＝共同生活援助、短期入所 施設系＝生活介護、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、 就労継続支援B型、就労定着支援 相談系＝計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援 児童系＝児童発達支援、放課後等デイサービス | 2022年度 指摘件数 全件数に占める パーセンテージ （件数の内訳） |
|--|---|
| パワーハラスメント及びセクシャルハラスメントに関する規程が確認できない。 | 2件 |
| 事業者は、適切な支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化等の必要な措置を講じなければならない。 | 1.1% |
| 居宅系 | 0 |
| 居住系 | 1 |
| 施設系 | 0 |
| 相談系 | 1 |
| 児童系 | 0 |
| <主な根拠法令> ・都条例155号第197条第6項 ・厚労省令第28号第20条第4項 ・障発0330第22号第二の2(16)④ <改善の際の注意点> パワーハラスメント及びセクシャルハラスメントの両方に関する具体的な規程を整備してください。 | |
| 非常災害に関する具体的計画（消防計画）を策定していない。 | 2件 |
| 事業者は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を策定し、また、非常災害時に関係機関への通報及び連携の体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。 | 1.1% |
| 居宅系 | 0 |
| 居住系 | 2 |
| 施設系 | 0 |
| 相談系 | 0 |
| 児童系 | 0 |
| <主な根拠法令> ・都条例第155号第199条（第74条第1項準用） <改善の際の注意点> 消防計画は、具体的な内容の計画を策定してください。 | |
| 事業の運営についての重要事項のうち、一部の定めが運営規程にない。 | 1件 |
| 事業所は、事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。 | 0.6% |
| 居宅系 | 0 |
| 居住系 | 1 |
| 施設系 | 0 |
| 相談系 | 0 |
| 児童系 | 0 |
| <2022年度の指摘事例> ・虐待防止のための措置に関する事項の定めが運営規程に無かった。 <主な根拠法令> ・都条例第155号第196条の3 <改善の際の注意点> 運営規定には、必要事項を全て記載してください。 | |
| 自己評価結果等の公表が東京都へ届出されていない。 | 1件 |
| 事業者は、事業所の体制等について質の評価を行い、改善を図るとともに、質の評価及び改善内容（以下「自己評価結果等」という。）をおおむね1年に1回以上、インターネットの利用その他の方法で公表を行い、東京都へその届出をしなければならない。 | 0.6% |
| 居宅系 | 0 |
| 居住系 | 0 |
| 施設系 | 0 |
| 相談系 | 0 |
| 児童系 | 1 |
| <2022年度の指摘事例> ・自己評価結果は事業者のホームページで公表しているが、公表についての指定の届出方法と時期でなかったため、東京都に届出が受理されていなかった。 <主な根拠法令> ・障発0330第16号第二の1(8) <改善の際の注意点> ホームページへの掲載だけでなく、東京都への届出についても、指定の届出方法等をよく確認して確実に行ってください。 | |

根拠法令等

| 略称 | 正式名称 |
|-------------|--|
| 虐待防止法 | 平成23年法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」 |
| 支援法 | 平成17年法律第123号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 |
| 支援法施行規則 | 平成18年厚生労働省令第19号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」 |
| 児童福祉法 | 昭和22年法律第164号「児童福祉法」 |
| 児童福祉法施行規則 | 昭和23年厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」 |
| 都条例第155号 | 平成24年東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」 |
| 都規則第175号 | 平成24年東京都規則第175号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」 |
| 障発第1206001号 | 平成18年12月6日障発第1206001号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」 |
| 都条例第139号 | 平成24年東京都条例第139号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」 |
| 都規則第167号 | 平成24年東京都規則第167号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」 |
| 障発0330第12号 | 平成24年3月30日障発0330第12号「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」 |
| 厚労省令第27号 | 平成24年厚生労働省令第27号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」 |
| 厚労省令第28号 | 平成24年厚生労働省令第28号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」 |
| 障発0330第22号 | 平成24年3月30日障発0330第22号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」 |
| 平18厚労告523号 | 平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」 |
| 平24厚労告122号 | 平成24年3月14日厚生労働省告示第122号「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」 |
| 社援発第0115第1号 | 平成25年1月15日社援発第0115第1号「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正について |

(3) 集団指導の実施状況

2022年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、期間を決めて動画配信での集団指導を下記のとおり実施しました。

| 実施日 | 対象事業 | 対象事業所数 (①) | 参加事業所数 (②) | 出席率 (②/①) | 主な内容 |
|------------------------------------|--|---------------|---------------|--------------|---|
| 2022年 11月7日(月)から 11月16日(水)まで | 町田市内の 障害児通所支援事業 ・児童発達支援 (児童発達支援センター含む) ・放課後等デイサービス | 60 | 58 | 96.7% | 実地指導における 主な指摘事項について ・運営編 ・利用者支援編 |

※②の参加事業所数は、実施後アンケートの回答数で集計しています。